



長野県報

3月23日(月)
平成21年
(2009年)
第2051号

目 次

条 例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（消防課）	6
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	6
長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（情報公開・私学課）	7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革課）	7
長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（福祉政策課）	8
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（長寿福祉課）	8
長野県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（長寿福祉課）	16
長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	16
長野県保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例（医療政策課）	16
長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例（医療政策課）	17
長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例（医療政策課）	17
貸付金免除条例の一部を改正する条例（医療政策課医師確保対策室）	17
長野県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（健康づくり支援課）	18
動物の愛護及び管理に関する条例（食品・生活衛生課）	18
地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例（病院事業局）	21
長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例（環境政策課）	21
長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課）	23
国営中信平二期土地改良事業負担金等徴収条例（農地整備課）	23
県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）	24
長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	24
政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	25
特別会計設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）	25
長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例（教学指導課）	25
長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	25
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	25
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（警務課）	26

規 則

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則及び消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（税務課）	26
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）	27
技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（人材育成課）	27
長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則（人材育成課）	28
技術専門校管理規則の一部を改正する規則（人材育成課）	28

告 示

長野県臨床研修医研修資金貸与規程（医療政策課）	29
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	40
公共測量の実施（建設政策課）	40
公共測量の終了（建設政策課）	40
平成19年長野県告示第370号（洪水予報を行う河川の指定）の一部改正（河川課）	40

公 告

平成21年度前期技能検定（人材育成課）	41
平成21年度随時実施技能検定（人材育成課）	42
建設業の許可の取消し（建設政策課）	43
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（農地整備課）	46
開発行為に関する工事の完了（5件）（建築指導課）	47
一般競争入札（病院事業局）	48
特定調達契約に係る一般競争入札（教育総務課）	49
平成21年度長野県警察官採用試験（A）（平成21年10月採用及び平成22年4月採用第1回）の実施（人事委員会事務局）	50
正誤（農地整備課）	53

本号で公布された条例のあらまし

◇ 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等を応援することにより、円滑かつ安定的な消防団の活動を確保するため、これらの法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を延長するとともに、認定の要件を緩和することとしました。
- この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 人事委員会勧告に基づき、医師の人材確保のため、医師の初任給調整手当を改定するほか、所要の改正を行うこととしました。
- この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 中小法人の創業等を行う法人及び障害者の雇用に取り組む事業者等を応援するため、これらの法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を延長するほか、題名の改正その他所要の改正を行うこととしました。
- この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 統計法の全部改正により、統計を作成する際に収集し、保有している情報に含まれる個人情報に係る規定が改正されたことに伴い、規定の整備を行うこととしました。
- この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 市町村へ権限移譲を進めるため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づく国への届出の経由等の事務を長野市に移譲するほか、都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務及び農地転用許可等に関する事務について移譲する市町を追加することとしました。
- この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 受益者負担の適正化を図るため、福祉大学校の授業料、入学料及び入学審査料の額を改定することとしました。
- この条例は、平成22年4月1日（一部の規定は、平成21年4月1日）から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 諸経費の増減に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務等に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
- この条例は、平成21年4月1日（一部の規定は、平成21年4月16日、平成21年5月1日、平成21年6月1日、平成22年4月1日、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日）から施行します。

◇ 長野県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 現在の基金積立残額で当面の基金運営に必要な額を確保できるため、基金に係る拠出率を零（現行1,000分の1）にすることとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 諸経費の増加に伴い文書料の額を改定するとともに、特別室の新設に伴い特別室利用料の額を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 検診事業等の見直し及び廃止に伴い、手数料及び使用料の区分等について改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、看護専門学校の授業料、入学料及び受験料の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日（一部の規定は、平成21年4月1日）から施行します。

◇ 長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、公衆衛生専門学校の授業料、入学料及び受験料の額を改定するほか、歯科衛生士学科の修業年限の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日（一部の規定は、平成21年4月1日）から施行します。

◇ 貸付金免除条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 県内医療機関の産科医等の確保を図るために長野県臨床研修医研修資金を創設することに伴い、県内医療機関において産科等の医師としてその業務に従事した者の償還債務の免除規定を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 診療業務の内容等を勘案し手数料及び使用料の額を改定するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 動物の愛護及び管理に関する条例（条例第16号）

- 1 動物の飼い主の飼養マナーの欠如から近隣に迷惑を及ぼすことや飼養に関する理解不足により動物を不適切に取扱うことなどが後を絶たない状況にあることから、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生する社会の実現に資するため、条例を制定することとしました。

(1) 県、飼い主、県民の責務

- ア 県は、動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとしました。
- イ 飼い主は、動物の生態等を理解して、動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命、身体又は財産に害を加えること等のないようにしなければならないこととしました。
- ウ 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。

(2) 動物の適正な飼養等

- ア 飼い主は、動物の飼養又は保管に当たっては、適正にえさ及び水を与えること、公共の場所等を汚損させないこと、異常な鳴き声等により人に迷惑を及ぼさないことを遵守しなければならないこととしました。
- イ 犬の飼い主は、飼い主の遵守事項のほか、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で飼い犬を常に係留すること、適正な方法で飼い犬のしつけを行うこと等を遵守しなければならないこととしました。
- ウ 犬又はねこの飼い主は、ねこの健康及び安全の保持並びに周辺の生活環境の保全の観点から、ねこの屋内飼養に努めなければならないこととしました。
- エ 犬又はねこの飼い主は、飼養する犬又はねこの数が10に達したときは、氏名、飼養施設の設置場所等について知事に多頭飼養の届出をしなければならないこととしました。

(3) 動物の引取り、収容等

- ア 知事は、所有者から犬又はねこの引き取りを求められたときは、犬又はねこを飼養することができない理由を確認し、その理由に

応じ必要な指導又は助言をすることができるとし、所有者から犬又はねこを引き取るときは、あらかじめ、引き取る日時等を指定することができることとしました。

イ 知事は、飼い主の判明しない犬又は係留されていない飼い犬（以下「野犬等」といいます。）を捕獲し、収容することができるごととしました。

ウ 知事は、引取り又は収容をした犬、ねこ等の動物が疾病にかかり、又は負傷しているときは、これらの動物に対し、治療その他必要な措置を講ずることとしました。

エ 知事は、引取り又は収容した犬、ねこ等の動物のうち、その飼い主が判明したものについては、飼い主に引き取ることを通知し、飼い主が判明しないものについては、その種類、収容日時等を公告するものとし、飼い主が引き取らないときは、処分することができることとしました。

オ 知事は、引取り又は収容をした犬、ねこ等の動物を、その飼養を希望する者で、適正に飼養することができると認めるものに譲渡することができることとしました。

カ 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するため緊急の必要があり、かつ、通常の方法による捕獲が著しく困難であると認めるときは、薬物を使用してこれを駆除することができることとしました。

(4) 緊急時の措置

ア 特定動物の飼い主は、特定動物が逸走したときは、直ちに、知事その他関係行政機関にその旨を通報するとともに、必要な措置を講じなければならないこととしました。

イ 特定動物の飼い主は、特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、適切な応急措置等を講ずるとともに、遅滞なく、知事に届け出なければならないこととしました。

ウ 犬の飼い主は、犬が人をかんだときは、直ちに、適切な応急措置等を講じ、遅滞なく、知事に届け出るとともに、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならないこととしました。

エ 知事は、飼い主が遵守事項に違反している場合において、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、飼い主に対し必要な措置をとるべきことを命ぜることができますとしました。

(5) 雑則

ア 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物の飼い主に対して報告の徴収、立入検査等を行うことができることとしました。

イ 立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置くこととしました。

ウ 引取り又は収容をした犬、ねこ等の動物の返還を求める者は、実費の範囲内において保管に要した費用及び返還に要する費用を負担しなければならないこととしました。

(6) 罰則

この条例に違反した者には、罰則が科されることとなりました。

2 この条例は、平成21年10月1日から施行します。

◇ 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例（条例第17号）

1 地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めることとしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 試験等に要する経費の増減及び試験検査項目の削除等に伴い、試験検査手数料の額の改定及び試験区分の項目の改正を行うこととしました。

2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 諸経費の増加に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めることとしました。

2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 国営中信平二期土地改良事業負担金等徴収条例（条例第20号）

1 国営中信平二期土地改良事業の指定工事が終了することに伴い、地元負担金を徴収するため、条例を制定することとしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 県営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏の確保等のため、県営住宅における暴力団員排除についての規定を定めることとしました。

2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 受益者負担の適正化を図るため、開発行為又は建築に関する証明について、手数料の額を新たに定めることとしました。
2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 県の財政状況等を勘案して、平成21年3月31日までの特例（減額）期間を引き続き1年間延長し平成22年3月31日までとするための改正を行うこととしました。
2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 高等学校等の生徒のための奨学金等の貸付原資の合理的な管理運営を図るため特別会計を設置することとしました。
2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 諸経費の見直しに伴い、受講料の額を改定することとしました。
2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 捜査における取調べの適正化の確保を図るため、被疑者取調べの監督に関する事務を追加することとしました。
2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 警察法施行令の一部改正により基準となる定数が変更されることに伴い、警察官の定数を3,402人（現行3,381人）に改定することとしました。
2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 道路交通法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めることとしました。
2 この条例は、平成21年6月1日（一部の規定は、平成21年4月1日）から施行します。

条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第2号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「円滑な」を「円滑かつ安定的な」に改める。

第2条第1項中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項第2号中「の事務所又は」を「に事務所若しくは事業所を有する事業主、県内の事務所若しくは事業所に常時勤務する役員又は県内の事務所若しくは」に、「のうち」を「次号において同じ。)のうち」に、「である」を「次号において「消防団員」という。)である」に改め、同項第3号中「前号の」を「労働者が」に、「である労働者が消防団の」を「としてその」に改め、同条第3項第1号中「平成19年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成24年3月31日まで」に改め、「初めて」及び「及びその翌事業年度」を削り、同項第2号中「平成20年度分又は平成21年度分」を「平成22年度分から平成24年度分まで」に改め、「及びその翌年度分」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(不均一課税に関する規定の適用)

2 この条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税並びに平成20年度分及び平成21年度分の個人の事業税については、なお従前の例による。

消防課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第3号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号の表中「70キロメートル」を「75キロメートル」に、「35,870円」を「37,920円」に改める。

第35条中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第4のア中	円 268,500	円 365,500
	264,500	361,500
	260,500	357,500
	256,500	353,500
	252,500	349,500
	248,500	345,500
	238,600	328,700
	228,500	311,600
	218,800	295,000
	208,800	278,100
	198,900	261,300
	185,200	240,600
	171,800	220,300
	158,400	200,000
	144,700	179,300

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(勤勉手当に関する経過措置)

2 平成21年6月1日又は同年12月1日を基準日とする勤勉手当に関するこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第35条の規定の適用については、同条中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

人 事 課

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第4号

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例(平成18年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例第1条中「、雇用、福祉、環境等に関し信州に安全・安心・安定をもたらす取組を積極的に行う県民を応援するため、」を「を行い、又は福祉若しくは環境に関する取組を行う中小法人等を応援することにより、その経営基盤の強化、障害者等の雇用の促進等を図るため、当該中小法人等が行う事業に対する事業税等に係る」に改める。

第2条第1項中「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成24年3月31日まで」に改め、「(以下)の次に「この条及び次条において」を、「創業をいう」の次に「」

以下この項において同じ」を加え、「、有限会社」を削り、「当該中小法人が行う事業」を「県税条例第34条の3第2項の規定により算定される当該各事業年度の所得のうち年400万円（当該中小法人の当該事業年度が1年に満たない場合においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の24の7第4項の規定を適用して計算した金額。次項及び次条において同じ。）以下の金額」に改め、同条第2項中「当該中小法人が行う事業」を「県税条例第34条の3第2項の規定により算定される当該各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額」に改め、同項第1号中「、有限会社」を削る。

第3条中「当該特定非営利活動法人が行う事業」を「県税条例第34条の3第2項の規定により算定される当該各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額」に改める。

第4条第1項の表中「特例期間」を「平成18年4月1日から平成24年3月31日までの期間」に、「平成21年度分まで」を「平成24年度分まで」に、「平成21年3月31日まで」を「平成24年3月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(課税免除に関する規定の適用)
- 2 この条例による改正前の信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例第2条又は第3条の規定の適用を受ける法人の事業税については、なお従前の例による。
(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部改正)
- 3 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成19年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

税務課

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第5号

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例

長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第58条第1項を次のように改める。

統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この条において同じ。）に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報、同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報並びに同法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

情報公開・私学課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第6号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「千曲市」を「松本市、千曲市、東御市、辰野町」に改め、同表の26の項の次に次のように加える。

26の2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの	長野市
(1) 法第5条第3項の規定による第一種指定化學物質の排出量等の届出の経由等	
(2) 法第6条第3項の規定による対応化学物質分類名による届出の通知の受理	
(3) 法第7条第2項の規定による第一種指定化學物質の名称の通知の受理	
(4) 法第7条第3項の規定による第一種指定化學物質の名称の通知の受理	
(5) 法第7条第5項の規定による対応化学物質分類名による届出事項の説明の要求	
(6) 法第8条第2項の規定によるファイル記録事項の通知の受理	
(7) 法第8条第4項の規定によるファイル記録事項の集計結果の通知の受理	
(8) 法第8条第5項の規定による通知に係る事項の集計及びその結果の公表	
(9) 法第13条の規定による国が行う調査に関する資料の提供の要求及び意見の陳述	
(10) 省令第12条第1項の規定による電子情報処理組織の使用に係る届出の受理	
(11) 省令第12条第2項の規定による識別番号等の通知	
(12) 省令第12条第3項の規定による届出事項の変更等の届出の受理	
(13) 省令第12条第4項の規定による電子情報処理組織の使用の停止	

別表の30の2の項中「上田市」の次に「、中野市」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第7号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例

長野県福祉大学校条例（平成6年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号のイ中「から第4号まで」を「、第2号、第4号若しくは第5号」に改める。

第6条第1項の表を次のように改める。

授業料	入学料	入学審査料
年額 166,800円	24,000円	9,600円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日（次項及び附則第4項において

「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第1号のイの改正規定及び第6条第1項の表の改正規定（入学審査料に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県福祉大学校条例（次項において「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成22年度及び平成23年度に入学する者に係る授業料の額は、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

年度の区分	授業料
平成22年度	年額 134,800円
平成23年度	年額 150,800円

4 施行日以後において転入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

福祉政策課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第8号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中

(2) 法第69条の7第1項の規定による介護支援専門員証の交付	〃	2,600円
(3) 法第69条の7第1項の規定による介護支援専門員証の書換え交付又は再交付	〃	1,700円

を

(2) 法第69条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修の実施	〃	19,800円
(3) 法第69条の7第1項の規定による介護支援専門員証の交付	〃	2,600円
(4) 法第69条の7第1項の規定による介護支援専門員証の書換え交付又は再交付	〃	1,700円
(5) 法第69条の7第2項の規定による介護支援専門員再研修の実施	〃	19,800円

に、「(4)」を「(6)」に、「(5)」を「(7)」に、

(6) 法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可	〃	63,000円
----------------------------------	---	---------

を

(8) 法第69条の8第2項本文の規定による介護支援専門員更新研修の実施	ア 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務の経験を有しない者に係るもの		〃	19,800円	
	イ ア以外の者に係るもの		(ア) (9)のアに掲げる研修の課程を修了した場合	〃	8,400円
			(イ) (9)のア及びイに掲げる研修の課程を修了していない場合	〃	22,300円
第2回目以降の更新の場合		〃	8,400円		
(9) 法第69条の8第2項ただし書の規定による知事が指	ア 介護支援専門員として業務に従事した期間が6月以上の者に係るもの		〃	13,900円	

定する研修の実施	イ アに掲げる研修の課程を修了した者で介護支援専門員として業務に従事した期間が3年以上のものに係るもの	〃	8,400円
(10) 法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可		〃	63,000円

に、「(7)」を「(11)」に、「(8)」を「(12)」に、「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に、「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に、「、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」を「又は指定地域密着型介護予防サービス事業者」に、

「

31,700円
35,400円

」を「

24,200円
26,700円

」に、「(9)」を「(13)」に、「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に、

「

12,000円

」を「

10,300円

」に改め、同項の備考中「第115条の29第1項」を「第115条の32第1項」に、「(8)」を

「(12)」に、「3,000円」を「1,500円」に改め、同表の7の項中「1万5,700円」を「1万6,500円」に改め、同表の33の項中「第25条第4号」を「第83条の2の2第1項」に、

(12) 法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	〃	11,000円
(13) 法第26条第3項ただし書の規定による医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可の申請に対する審査	〃	7,100円

を

「(12) 法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査」

「11,000円」

に、「(14)」を「(13)」に、「(15)」を「(14)」に、「(16)」を「(15)」に、「(17)」を「(16)」に、「(18)」を「(17)」に、「(19)」を「(18)」に、「(20)」を「(19)」に、「(21)」を「(20)」に、「(22)」を「(21)」に、「(23)」を「(22)」に、「(24)」を「(23)」に、「(25)」を「(24)」に、「(26)」を「(25)」に、「(27)」を「(26)」に、「(28)」を「(27)」に、「(29)」を「(28)」に、「(30)」を「(29)」に、「(31)」を「(30)」に改め、「(法第26条第3項ただし書の許可に係る許可証を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「(32)」を「(31)」に改め、同表の

「

12,000円
2,400円

」を「

17,000円
2,400円

」に改め、同表の39の項中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」

に、「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に、「8,500円」を「7,600円」に、「8,000円」を「7,100円」に、「6,700円」を「6,000円」に、「6,200円」を「5,500円」に改め、同表の43の項中「23,000円」を「20,700円」に、「22,500円」を「2万200円」に改め、同

「

260円
260円

」を「

280円
300円

」に、「

1,300円

」を「

1,400円

」に改め、同表の60

「

4,000円
5,300円
1,100円
2,900円
1,900円

」を「

3,900円
5,200円
1,000円
2,800円
1,800円

」に改め、同表の68の項中

床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件	5,000円
床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	〃	9,000円
床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	〃	14,000円
床面積の合計が200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	〃	19,000円
床面積の合計が500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	〃	34,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	〃	48,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの	〃	140,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの	〃	240,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	460,000円

を

床面積の合計が30平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	1件	6,000円
	(イ) (ア)以外のもの	〃	10,000円
床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	〃	10,000円
	(イ) (ア)以外のもの	〃	16,000円
床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	〃	16,000円
	(イ) (ア)以外のもの	〃	26,000円
床面積の合計が200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	〃	26,000円
	(イ) (ア)以外のもの	〃	50,000円
床面積の合計が500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	(ア) 法第6条の3第1項各号に該当する建築物	〃	42,000円
	(イ) (ア)以外のもの	〃	66,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの		〃	97,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの		〃	210,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの		〃	350,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		〃	610,000円

に、

ア 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物(法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付を受けたものに限る。)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	〃	9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	〃	11,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	〃	15,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	〃	21,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	〃	35,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	〃	47,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの	〃	110,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの	〃	180,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	370,000円
イ ア以外のもの	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	〃	10,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	〃	12,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	〃	16,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	〃	22,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	〃	36,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	〃	50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの	〃	120,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの	〃	190,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	380,000円
中間検査を行う部分の床面積の合計(以下この項において「床面積合計」という。)が30平方メートル以内のもの		〃	9,000円
床面積合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの		〃	11,000円
床面積合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの		〃	15,000円
床面積合計が200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの		〃	20,000円
床面積合計が500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの		〃	33,000円
床面積合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの		〃	45,000円
床面積合計が2,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの		〃	100,000円
床面積合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの		〃	160,000円
床面積合計が5万平方メートルを超えるもの		〃	330,000円

を